## 課程修了の認定

## 作新学院大学大学院学則 (抜粋)

(課程修了の認定)

- 第18条 履修授業科目の認定は、毎学年末に行う。ただし、学長が必要と認めるときは、学期末に行うことができる。
- 2 最終試験は、第13条に定める単位を修得し、学位論文を提出した者につき、 その論文を中心に、修士課程及び博士前期課程にあっては第2年次の後期に、博士後期課 程にあっては第3年次の後期に、それぞれ行う。

(学位の授与)

- 第19条 研究科において修士課程及び博士前期課程又は博士後期課程の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、学長がそれぞれ修士又は博士の学位を授与する。
- 2 前項の学位の授与に当たり、研究科委員会は意見を述べるものとする。
- 3 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。
  - (1) 修士(経営学)
  - (2) 修士(臨床心理学)
  - (3) 博士(経営学)
- 4 学位に関する規則は、別に定める。